
改正による法人運営への影響と留意点

第3版(平成24年3月2日現在)



1. 定款の変更が必要な場合
2. 提出書類の変更等
3. 改正法の経過措置



 三重県生活・文化部
男女共同参画・NPO室

改正による法人運営への影響と留意点

1 定款の変更が必要な場合

- (1) 「特定非営利活動の種類」条項（活動分野の追加） 3
- (2) 総会の「議事録」条項（社員総会のみなし決議の導入） 5
- (3) 役員「職務」条項（理事の代表権の制限） 7
- (4) 「定款変更」条項（法改正に伴う字句変更） 10
- (5) 「事業計画及び収支予算」「事業報告及び決算」条項（法改正に伴う字句変更） 12
- (6) 「その他事業」条項（法改正に伴う字句変更） 15

2 提出書類の変更等

- (1) 「役員の変更等届出書」の添付書類の追加 16
- (2) 「定款変更届出書」の添付書類の追加 17
- (3) 「定款の変更の登記完了提出書」の新設 18
- (4) 「事業報告書等提出書」の添付書類の一部変更 19
- (5) 法人事務所での情報開示書類及び場所の追加 22

3 改正法の経過措置（旧手続→新手続となる経過措置）

- (1) 所轄庁の変更（旧所轄庁に行った申請はどう扱われるか？） 23
- (2) 活動予算書の作成（設立認証申請に添付する活動予算書はいつの申請から添付すべきか） 24
- (3) 定款変更の申請（「定款の変更」の申請・届出事項の改正はいつの時点の定款変更から適用となるのか？） 25
- (4) 「定款の変更の登記完了提出書」の届出（定款変更登記完了提出書はいつの時点から必要となるのか？） 26
- (5) 事業報告書等提出書の添付書類（来年4月以降に提出する「事業報告書」は、添付書類が変更された事業報告書等となるのか？） **全法人が対象** 27
- (6) 「最新の役員名簿」の提出 **全法人が対象** 28



1. 定款の変更が必要な場合

(1)「特定非営利活動の種類」条項(活動分野の追加)①

新たな2分野は別表の第4号と第5号に追加されたため、**これまでの号数がずれることに。**

改正前

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑫ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯ 消費者の保護を図る活動
- ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

改正後

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動←(追加)
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動←(追加)
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動←(追加)

1. 定款の変更が必要な場合

H24.3.2変更

(1)「特定非営利活動の種類」条項(活動分野の追加)②

改正NPO法で、特定非営利活動の活動分野の号数がずれたため、法人の定款に記載される「特定非営利活動の種類」の規定の内容によっては、定款を変更する必要があります。登記上、「目的等」欄に号数が記載されている場合であって、定款変更が必要な場合は、登記の変更も必要となります。

ケース1

(特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)まちづくりの推進を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動

改正の影響はなく、定款変更の必要はありません。

ケース2

(特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項別表第3号(まちづくりの推進を図る活動)及び第5号(環境の保全を図る活動)に該当する特定非営利活動を行う。

改正前の号数が記載されているため定款変更が必要です(他の定款変更時に併せて修正するなどできるだけ早い段階に変更してください)。

ケース3

(特定非営利活動の種類)

第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条第1項別表第3号及び第5号に該当する特定非営利活動を行う。

号数のみの記載であるため、活動分野が類推できず、速やかに定款変更を行う必要があります。

1. 定款の変更が必要な場合

(2) 総会の「議事録」条項(社員総会のみなし決議の導入)

今回の改正で、「社員総会のみなし決議」が導入されましたが、こののみなし決議を活用した場合、実際には社員総会は開催しないため、総会の議事録の記載内容も通常とは異なってきます。

そのため、この制度を利用する法人は、定款中の「議事録」の項目を修正する必要があります。

定款の変更例

(議事録)

第〇条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

(議事録)

第〇条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名



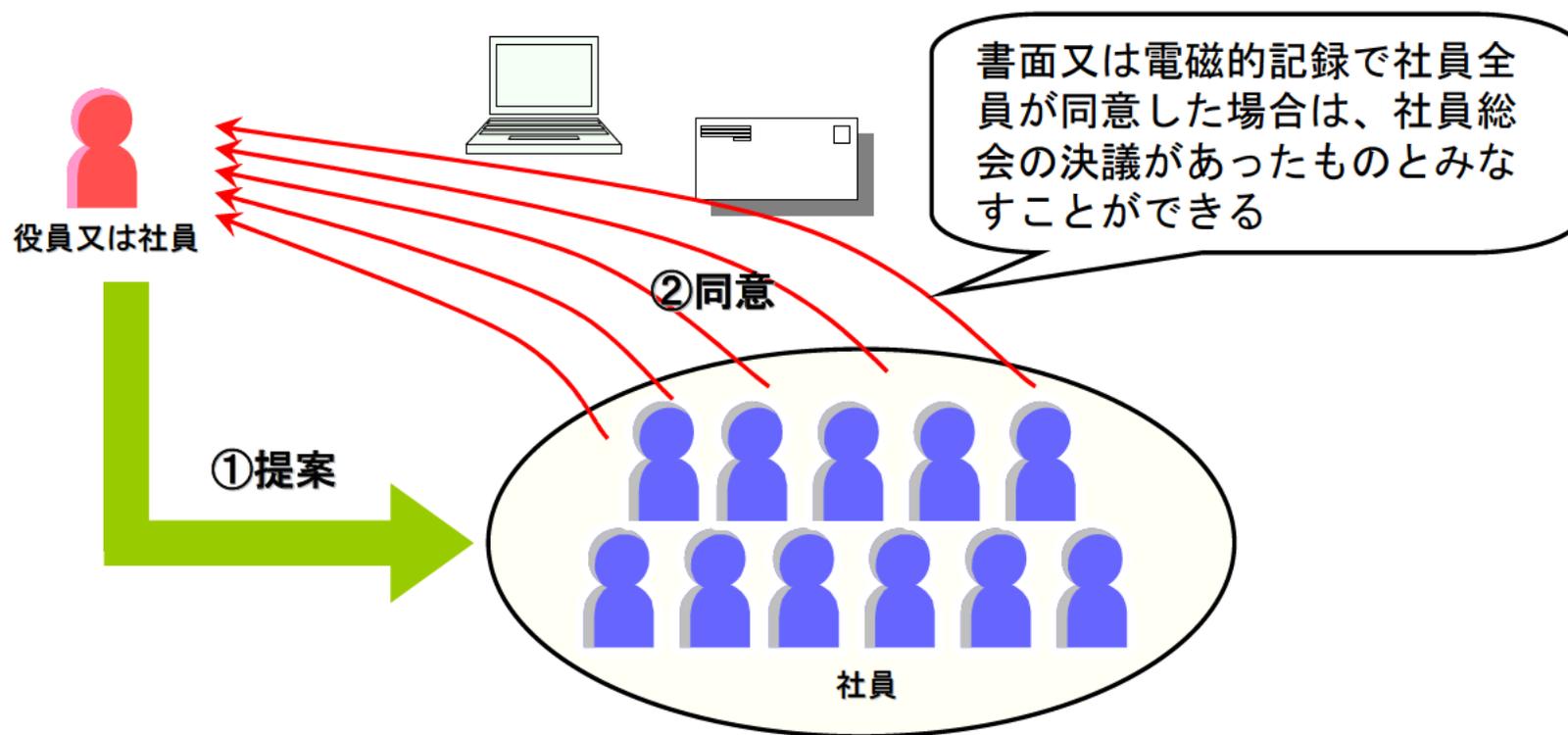
この部分は、条例で定めることとなりますので、条例改正後(平成24年3月下旬予定)に内容が確定します。

1. 定款の変更が必要な場合

【参考】みなし社員総会決議

「みなし社員総会決議」は、法人の機動的な運営を促進する観点から、社員の全員が書面または電磁的記録によって同意した場合には、実際に社員総会を開かなくても社員総会の決議があったものとみなすことができる制度です。

この制度をうまく利用することで、社員総会のために集まったり、招集通知を出すことの手間や時間を省略することができます。



1. 定款の変更が必要な場合

H24.3.2変更

(3) 役員「職務」条項(理事の代表権の制限)①

理事の代表権を制限する場合、ほとんどの法人の定款に定められている「**理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。**」という規定だけで代表権を有しない理事の代表権喪失による変更の登記をしなければなりません(6か月以内)。

(職務)
第〇条 理事長(代表理事など)は、この法人を代表し、その業務を総理する。

この規定は、理事長のみに代表権があることを示します。

このまま代表権を制限する選択をする場合

代表権を制限しない選択をする場合

！ 登記の変更が必要。

次のように、理事長以外の理事が代表権をもたないことを明記する、定款変更することが望ましい。

(職務)
第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。**理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。**
2 省略

定款変更は任意。

！ 定款変更が必要。

(職務)
第〇条 **理事長は、この法人の業務を総理する。**
2 省略
3 理事は、**この法人を代表し**、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第1項の「代表し、」を削除し、第3項に「この法人を代表し、」を加える。

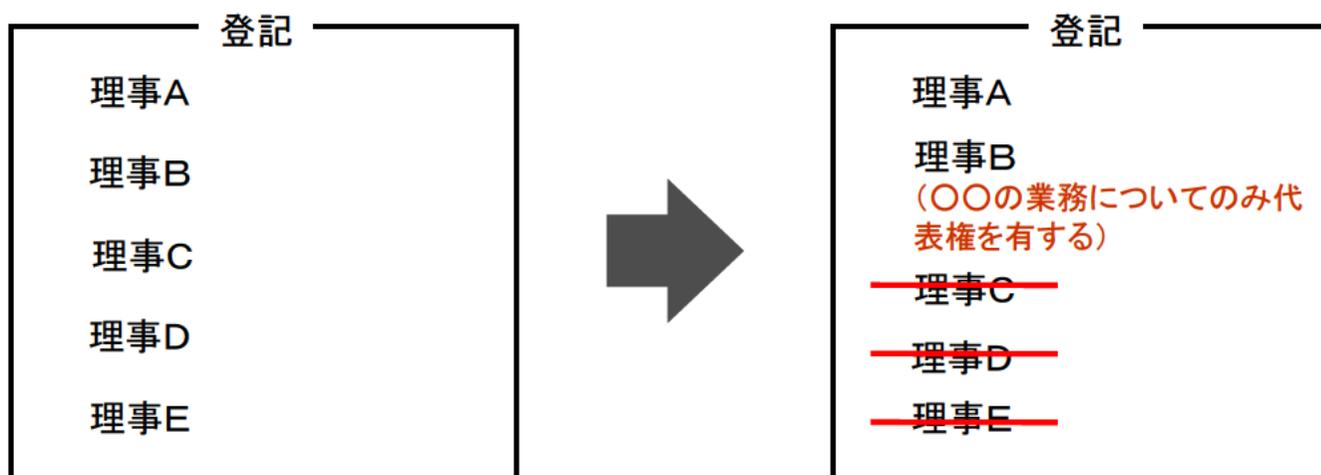
登記の変更は必要なし。

1. 定款の変更が必要な場合

(3) 役員「職務」条項(理事の代表権の制限)②

理事の代表権の制限を行った場合、登記の変更も必要となります。

具体的には、現在の登記は理事全員が登記されているはずですが、今回の改正で、代表権を有する理事のみを登記することとなったため、代表権をもたない理事を代表権喪失の登記をする、もしくは、代表権の範囲を追加する必要があります。



1. 定款の変更が必要な場合

H24.3.2変更

【参考】理事の代表権の制限

「理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない」との規定の削除により、定款による代表権の制限で第三者に対抗することができるようになります。定款により理事の代表権を制限した場合は、あわせてその旨を登記する必要が生じます。

これまで定款で定めた理事の代表権の制限は、対内的にのみ有効であり、対外的には、理事全員が代表者という扱いとなっていました。今回の改正により、対外的にも理事の代表権の制限を有効にできることとなります。

定款に「理事長」のみが法人を代表する旨の定めがあるNPO法人については、平成24年4月1日から6か月以内に、代表権を有する理事以外の代表権を制限された理事（代表権を有しない理事）について、「平成24年4月1日代表権喪失」を原因とする変更の登記をしなければならなかったとされました。

また、定款に、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合も、代表権の一部が制限された理事についての代表権の範囲又は制限に関する定めを登記が必要になります。

これらの変更登記は、他の登記申請をする場合には、これらの登記の申請と同時にしなければならないとされています。

理事の代表権喪失、代表権の範囲の設定等、登記に関することは、法務局へお問い合わせください。参考HP：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00067.html

1. 定款の変更が必要な場合

(4)「定款変更」条項(法改正に伴う字句変更)①

今回の改正で、定款変更を届出だけで済む事項が増えたことに伴い、これまで使われてきた「**軽微な事項**」という言葉がなくなりました。

改正前

NPO法第25条(定款変更)

第3項 定款の変更(第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)並びに同項第八号及び第十四号に掲げる事項に係るもの(第六項において「**軽微な事項に係る定款の変更**」という。)を除く。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

第6項 特定非営利活動法人は、**軽微な事項に係る定款の変更をしたときは**、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

改正後

NPO法第25条(定款変更)

第3項 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員の定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

第6項 特定非営利活動法人は、**定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)**をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

1. 定款の変更が必要な場合

(4)「定款変更」条項(法改正に伴う字句変更)②

そこで、定款上の「定款変更」の定めの中に、「軽微な事項」という言葉を使っている場合、表現を修正する必要があります。

ただし、今回の改正の経緯から「軽微な事項」が何を指すのかは、類推が可能であることから、このためだけに即座に定款変更を行う必要はありませんが、他の定款変更を予定している場合に併せて変更するか、来年4月1日以降の社員総会の際に変更するなどできるだけ早い時期に変更してください。

定款の変更例

(定款の変更)

第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。



(定款の変更)

第〇条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

1. 定款の変更が必要な場合

(5)「事業計画及び収支予算」「事業報告及び決算」条項 (法改正に伴う字句変更)①

「収支予算書」が「活動予算書」に、「収支計算書」が「活動計算書」に変更されたことに伴い、定款中に「収支計算書」等の名称を使用している場合、「活動計算書」等に変更する必要があります。

ただし、この会計書類の名称変更については、経過措置として、当分の間は、収支計算書等のままでも認められます。会計書類を活動計算書に変更するまでは、この定款の変更は不要ですが、改正の趣旨を踏まえ活動計算書の導入を検討ください。

定款の変更例

(事業計画及び収支予算)

第〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。



(事業計画及び活動予算)

第〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更が必要な場合

(5)「事業計画及び収支予算」「事業報告及び決算」条項 (法改正に伴う字句変更)②

定款の変更例

(事業報告及び決算)

第〇条 この法人の事業報告書、**収支計算書**、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。



(事業報告及び決算)

第〇条 この法人の事業報告書、**活動計算書**、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更が必要な場合

【参考】 会計の明確化

今回の改正で「収支予算書」・「収支計算書」がそれぞれ「活動予算書」・「活動計算書」へと変更されました。

この「活動計算書」等の具体的な内容については、内閣府の「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」において検討され報告書としてとりまとめられています。

特徴としては次のとおりです。

- ・NPO法人会計基準協議会による「NPO法人会計基準」をベースにすること
- ・資金収支ベースの計算書類としての収支計算書から、損益ベースの計算書類としての活動計算書へ変更され、株式会社などで使用されている会計基準に近くなること
- ・活動計算書となることで、減価償却などの正味財産の増減原因を示すことができるため、法人の財務的生存力を把握することができること

今後、NPO法人会計の新たな手引き書として内容が反映され公表される予定です。

関連情報

- 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会
<https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>
- みんなで使おう！「NPO法人会計基準」
<http://npokaikei.info/>

1. 定款の変更が必要な場合

(6)「その他事業」条項(法改正に伴う字句変更)

改正NPO法第5条第1項において、「収益」という用語が「利益」へと変更されました。これは、新たに定義がなされた「活動予算書」の説明で用いられる「収益」という言葉との区別を図るためです。

「収益」・・・資本取引以外の正味財産の増加分を指す概念

「利益」・・・「収益」から「費用」を差し引いた概念

定款における、この用語の変更についても、他の定款変更等に併せて早期に変更してください。

NPO法

(その他の事業)

第5条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他事業」という。)を行うことができる。この場合において、**利益**を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

「収益」から改正

定款の例

(事業)

第〇条 この法人は、第〇条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①

(2) その他事業

①

「収益事業」から変更していない場合は、これも変更してください。

「収益」から改正を

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その**利益**は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

2. 提出書類の変更等

(1)「役員の変更等届出書」の添付書類の追加

役員変更等の届出時に添付する書類として、新たに「変更後の役員名簿」が追加されました。この提出された役員名簿は、「最新の役員名簿」として、所轄庁(三重県)における閲覧の対象書類となります。

役員変更等の届出時の提出書類

届出書類	氏名、住所等の変更のとき	新たに就任したとき	再任、任期満了、辞任、解任、死亡のとき
役員の変更等届出書	○	○	○
変更後の役員名簿	○	○	○
当該役員の就任承諾及び誓約書の写し		○	
当該役員の住所又は居所を証する書面(住基ネットで検索できる場合は、住民票の添付を省略可)		○	

新規追加

2. 提出書類の変更等

(2)「定款変更届出書」の添付書類の追加

定款変更の届出時に添付する書類として、新たに「定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し」及び「変更後の定款」が追加されました。これにより、これまで事業報告書の提出時に添付することとされていた「変更後の定款」の提出時期のタイムラグがなくなります。また、提出された変更後の定款は、「最新の定款」として、所轄庁(三重県)における閲覧の対象書類となります。

定款変更の届出時の提出書類

届出書類	
	定款変更届出書
新規追加	定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し
新規追加	変更後の定款

2. 提出書類の変更等

(3)「定款の変更の登記完了提出書」の新設

認証制度の見直しの部分でも触れましたが、定款の変更内容が登記事項である場合、変更内容の登記完了後に、定款変更登記完了届という手続きが新設されました。

定款変更届出時の「変更後の定款」と同じく、これまで事業報告書の提出時に提出していた「登記事項証明書」の提出時期のタイムラグがなくなります。

定款変更の届出時の提出書類

届出書類
定款の変更の登記完了提出書
登記事項証明書

2. 提出書類の変更等

(4)「事業報告書等提出書」の添付書類の一部変更①

事業報告書等の提出時の添付書類として、前述の定款変更に係る書類が削除されています。

また、会計書類の名称や位置づけの変更に伴う変更もなされています。

※「活動計算書」は、当分の間は「収支計算書」で可

事業報告書等の提出書類（改正前）

届出書類
①事業報告書等提出書
②事業報告書
③財産目録
④貸借対照表
⑤収支計算書
⑥前事業年度の役員名簿
⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
⑧変更後の定款(該当ある場合)
⑨定款変更に係る認証書類の写し(該当ある場合)
⑩定款変更に係る登記書類の写し(該当ある場合)

事業報告書等の提出書類（改正後）

届出書類
①事業報告書等提出書
②事業報告書
③活動計算書
④貸借対照表
⑤財産目録
⑥前事業年度の年間役員名簿
⑦前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

2. 提出書類の変更等

(4)「事業報告書等提出書」の添付書類の一部変更②

その他の事業における別葉表示

これまで、法人が定款でその他事業を行うことを定めている場合、事業報告書に添付する会計書類(財産目録・貸借対照表・収支計算書)は、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」とに分けてそれぞれの書類毎に別葉で提出することとしてきました。

しかし、今後は、活動計算書に限って、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」を1枚中で2段書き表示をすることが可能になりました。またその他書類の別葉表示は必要なくなりました。

当分の間、活動計算書ではなく、収支計算書を作成する法人にあっては、これまでと同様、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」を別葉表示しても、または、一つの書類の中で2段書きに表示をしても可能とします。(「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」参照)。

なお、収支計算書を作成する法人が、「その他の事業」を実施していない場合は、収支計算書の末尾に「※当該年度はその他の事業を実施していません。」との脚注を記載することも可能です。

別葉表示は、収支計算書だけに

財産目録

貸借対照表

特定非営利
活動に係る
収支計算書

その他の事
業に係る収
支計算書

2. 提出書類の変更等

(4)「事業報告書等提出書」の添付書類の一部変更③

役員名簿と年間役員名簿

今回の法改正により、事業報告書等の提出書類の一つとして、これまで「役員名簿」という名称であったものが「年間役員名簿」へと変更されました。

これは、役員変更等届の際に提出される役員名簿との区別を図るためで、これまでの役員名簿＝年間役員名簿となります。

改正NPO法での使い分けは次のとおりとなります。

○役員名簿・・・最新の役員の就任状況を明らかにする書類

設立認証時、役員変更等届出時、合併認証申請時における添付書類

○年間役員名簿・・・特定の事業年度における役員の就任状況を明らかにする書類

事業報告書等の提出時の添付書類

この両者は、ともに、法人事務所における閲覧書類の対象となります。

2. 提出書類の変更等

(5) 法人事務所での情報開示書類及び場所の追加

NPO法人は、その活動が県民に広く開かれていることが必要であるため、法人に書類の作成・備置き義務を課すとともに、法人自らが行う情報公開として、法人事務所における書類の閲覧が認められています。

今回の法改正により、閲覧の対象書類と場所が拡大されることになります。

改正前

備え置く書類

- ①事業報告書
- ②財産目録
- ③貸借対照表
- ④収支計算書
- ⑤前事業年度の年間役員名簿
- ⑥前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦定款
- ⑧定款変更に係る認証書類の写し(認証書の写し)
- ⑨定款変更に係る登記書類の写し(登記事項証明書の写し)

➡ 法人の主たる事務所での備置き・閲覧

改正後

備え置く書類

- ①事業報告書
- ②活動計算書
- ③貸借対照表
- ④財産目録
- ⑤前事業年度の年間役員名簿
- ⑥前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦最新の役員名簿
- ⑧定款
- ⑨定款変更に係る認証書類の写し(認証書の写し)
- ⑩定款変更に係る登記書類の写し(登記事項証明書の写し)

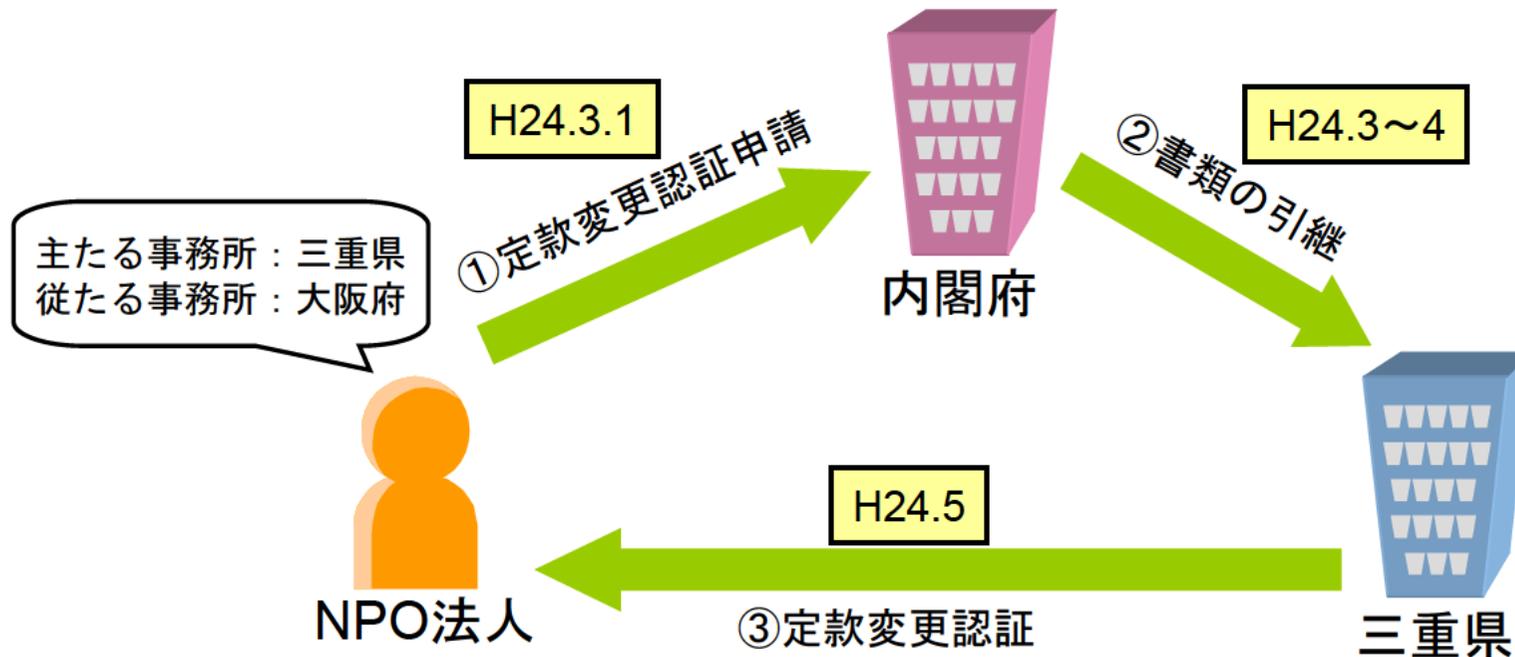
➡ 法人の主たる事務所と従たる事務所で備置き・閲覧

3. 改正法の経過措置

(1) 改正により所轄庁が変わるが、3月に旧所轄庁に行った申請はどう扱われるか？ 内閣府所轄法人対象

改正法の施行日前に、改正前のNPO法に基づいて、旧所轄庁に対してなされた申請・届出等は、改正後のNPO法の新所轄庁に対してなされたものとみなされます。

その場合、旧所轄庁から新所轄庁に対して書類の引継ぎがなされます。



3. 改正法の経過措置

H24.3.2変更

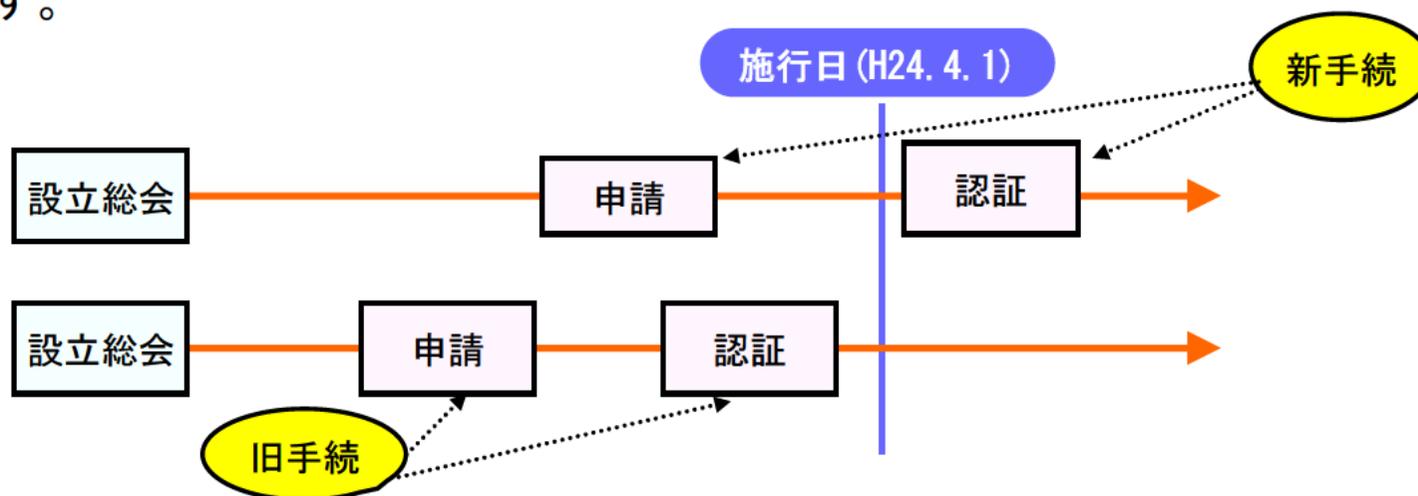
(2) 設立認証申請の添付書類としての「活動予算書」はいつの申請から添付すべきか？

新規設立の認証申請予定団体対象

改正NPO法第10条第1項の規定(設立認証申請)は、施行日以後に認証が見込まれる者の申請書類に添付すべき書類について適用されます。

具体的には、設立認証申請の添付書類として、「収支予算書」から「活動予算書」へと変更されましたが、この「活動予算書」を添付するのは、平成24年4月1日以後の認証が見込まれる申請分からとなります。ただし、活動予算書で申請する場合は、それ以前に開催する設立総会の時点で、活動予算書について承認を得る必要があることに注意が必要です。

なお、この「活動予算書」については、当分の間は「収支予算書」に代えることが認められます。



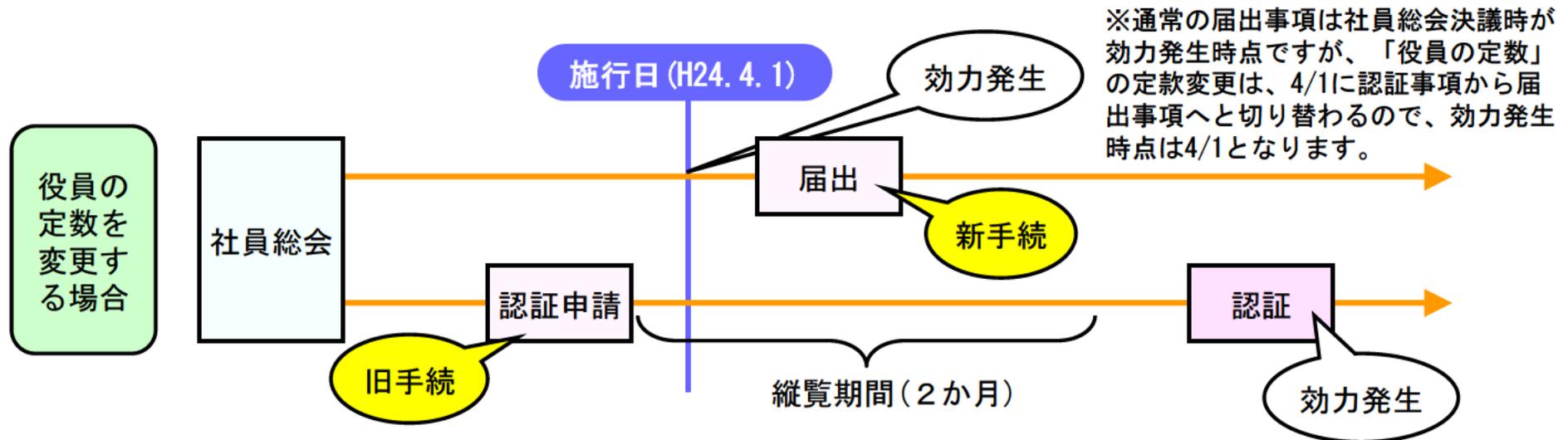
3. 改正法の経過措置

(3)「定款の変更」の申請・届出事項の改正はいつの時点の定款変更から適用となるのか？

定款変更を予定するすべての法人対象

今回の改正で、一部の事項の定款変更について、認証が必要な事項から届出で足りる事項へと改正されましたが、この改正は、改正法の施行日以後に認証の申請又は届出をする場合に適用されることとなります(申請日・届出日が基準)。

例えば、「役員の定数」を変更する場合、3月31日に申請を行った場合は、認証が必要ですので、2か月の縦覧期間と所轄庁の認証を経なければ、変更の効力が発生しませんが、4月1日に届出を行った場合は、届出だけで済みます。



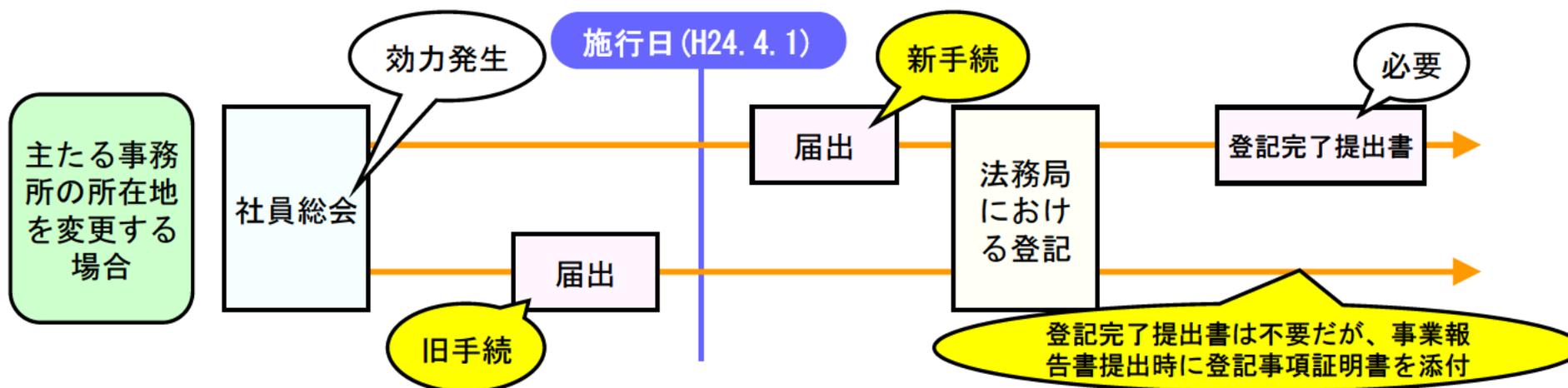
3. 改正法の経過措置

(4)「定款変更登記完了提出書」の提出はいつの時点から必要となるのか？

定款変更を予定するすべての法人対象

今回の改正で、定款変更の登記を完了したときは、登記事項証明書を添えて定款変更登記完了の届出を行うこととされましたが、この届出を行う必要があるのは、改正法の施行日以後に認証の申請又は届出をした場合から適用されることとなります(登記の元となる定款変更の申請日・届出日が基準)。

例えば、「主たる事務所の所在地」を変更した場合、登記を4月7日に行ったとしても、定款変更の届出日が3月31日であれば、登記完了届けは不要、4月1日に定款変更の届出を行った場合は必要となります。ただし、登記完了届けが不要となる場合は、改正前のNPO法に従って、事業報告書の提出の際に併せて登記事項証明書を添付することになります。

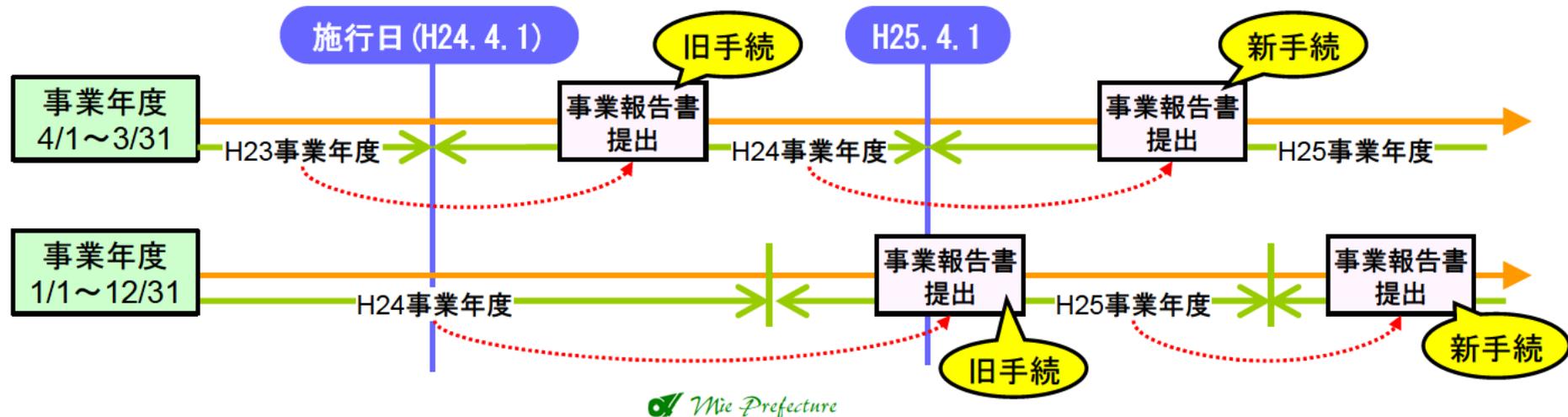


3. 改正法の経過措置

(5) 来年4月以降に提出する「事業報告書」は、添付書類が変更された事業報告書等となるのか？ すべての法人対象

改正された事業報告書の提出は、施行日以後に開始する事業年度の事業報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度の事業報告書については、改正前の規定によります。

たとえば、事業年度が3月31日で終了するNPO法人の場合、平成23年度の事業報告書は、改正法施行後の平成24年7月7日までに提出することとされていますが、法施行日以後に開始した事業年度のものではないため、従来通りの添付書類での報告となります（定款変更があった場合、それに係る書類も要提出）。改正法による事業報告書の提出は、平成24年度分の報告から適用されることとなります（定款変更に係る書類は不要）。【P19参考】



3. 改正法の経過措置

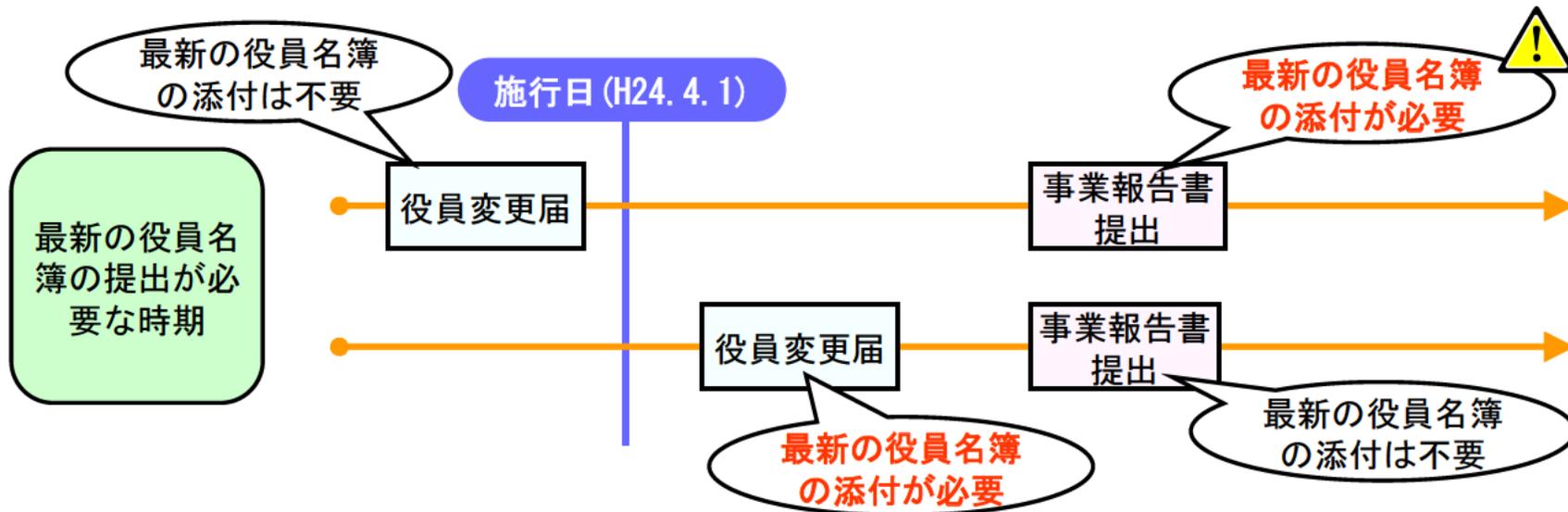
(6)「最新の役員名簿」の提出

すべての法人対象

今回の改正で、NPO法人・所轄庁における情報開示の対象書類として、「最新の役員名簿」が追加されました。

これに伴い、所轄庁が法の施行後速やかに「最新の役員名簿」を閲覧に供するため、改正NPO法の施行日以後最初に事業報告書を提出するときに、この「最新の役員名簿」を併せて提出する必要があります。

ただし、事業報告書提出前に、役員変更の届出を行い最新の役員名簿を提出している場合には不要となります。





注意事項

本資料に掲載した法律の解釈は、平成24年3月2日時点の情報となります。これらについても、改正法の施行に向けた動きの中で解釈も変更となる場合があります。内閣府等と情報共有のうえ、NPO法人のみなさまにも随時情報提供させていただきます。

お問い合わせ先

本資料や改正NPO法、条例、規則、法人の運営に関してご質問などありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

三重県生活・文化部

男女共同参画・NPO室 NPOグループ

〒514-0009 津市羽所町700番地アスト津3階

TEL.059-222-5981 FAX. 059-222-5984

<http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/>

E-Mail : seiknpo@pref.mie.jp